

平成 27 年度予算の編成方針

行 財 政 局 長

1. 財政の現状と見通し

本市は、阪神・淡路大震災以降、不断に取り組んできた行財政改革の成果などにより、平成 25 年度決算において 3 年連続で財源対策に依ることなく実質収支の黒字を確保するなど着実に財政状況を改善し、未来に向かってまちづくりを進めるための財政対応力を回復してきた。

平成 27 年度は、評価替に伴う固定資産税の減や税制改正の影響に伴う法人市民税の減などにより市税収入の減収が見込まれることなどから、本市の財政運営に必要な一般財源が確保できるのか不透明な状況にあること、また、少子・超高齢社会の進展に伴い社会保障経費が確実に増加することなどから、本市の財政の見通しは依然として厳しい状況にある。

2. 基本的な考え方

このような中で迎える 27 年度は、厳しい財政状況の中にあっても、市民ニーズや社会経済情勢の変化を的確にとらえ、施政方針に掲げる「将来を見据えた神戸のまちづくり」と「すべての市民が安心できるくらしづくり」に資する施策を具体化・深化させる重要な年となる。

そのため、新年度の予算編成にあたっては、地方が成長する活力を取り戻し、人口減少を克服する国の地方創生の取り組みと歩調を合わせつつ、神戸を安定した成長軌道に乗せることができるよう、

○市民が元気で働けるにぎわいのある街

○世界に誇れる夢のある街

○安心して子育て・教育ができる街

○市民が地域とつながり福祉と医療をはじめ安心してくらせる街

○本物の市政改革をすすめ新しい地方自治が始まる街

を柱として「**輝ける未来創造都市**」の実現に向けて積極果敢に施策を展開しなければならない。

また、将来にわたって安定的かつ持続的な市政運営が可能となるよう、限られた財源・人員を有効に活用するため、目標年度を迎える神戸市行財政改革 2015 の完遂に全力で取り組むとともに、大胆かつ積極的に既存の事務事業を見直す。

3. 要求基準

- (1) 「施政方針」に示された事業を推進する新規・拡充施策については、一般財源・市債とも要求枠を設けないため、施策の優先順位を明確にしたうえで所要額を要求すること。
また、新規・拡充施策に必要となる人員・組織体制についてもあわせて要求すること。
- (2) 継続事業については、26 年度当初予算の範囲内で要求すること。
- (3) 区予算についても、上記（１）（２）のとおり要求すること。

○平成27年度予算 経常概算 財源の見通し

I. 充当一般財源の状況

(単位:億円)

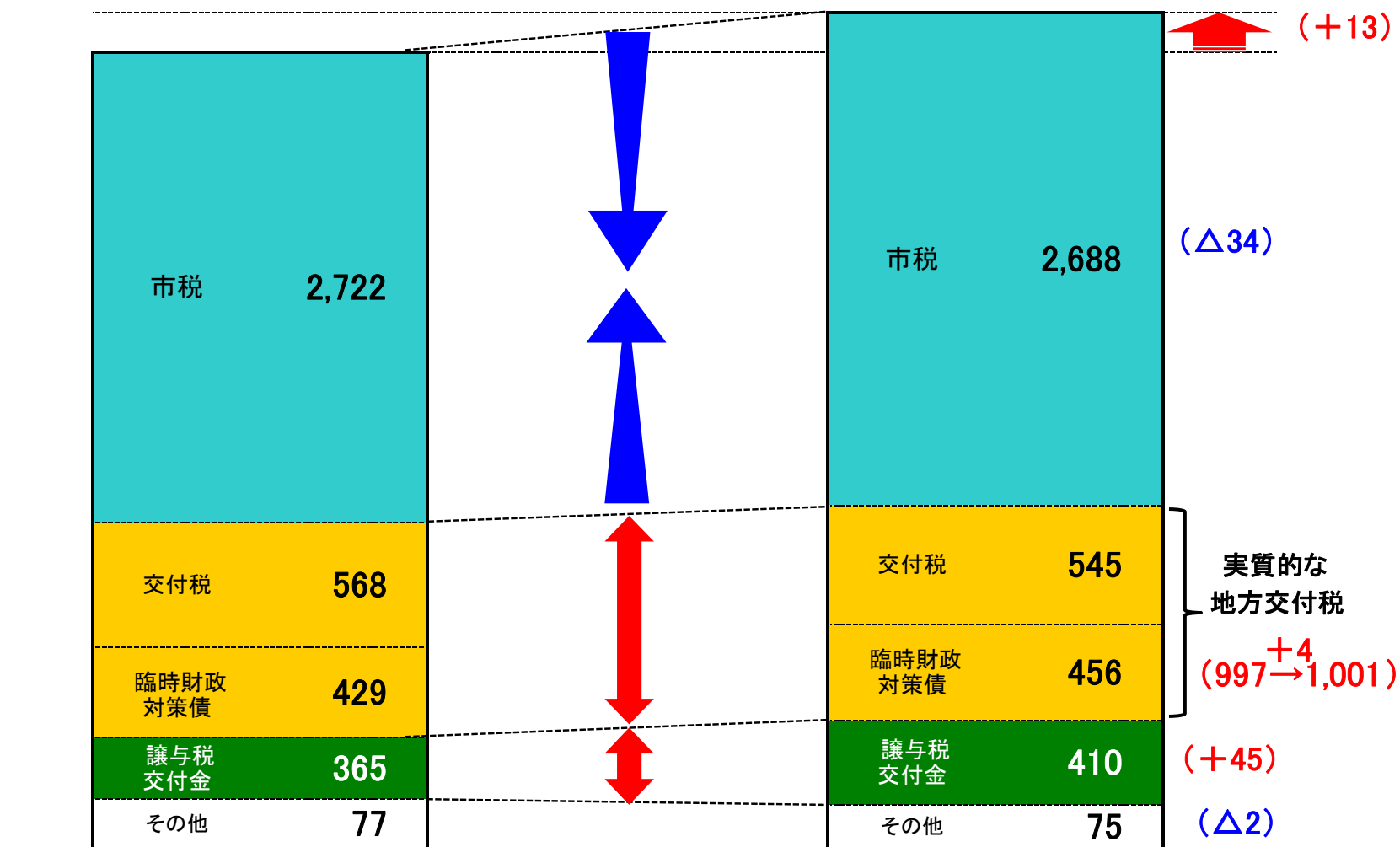
① 26年度
当初予算ベース

② 27年度
経常概算

4,161

4,174

(②-①=+13)



○平成27年度予算 経常概算 財源の見通し

Ⅱ. 所要一般財源の状況

(単位:億円)

① 26年度
当初予算ベース

3,791

② 27年度
経常概算

3,796

(②-①)=+5

義務的 経費 2,534	人件費	1,117	 △4	義務的 経費 2,530	人件費	1,125	(+8)
	扶助費	594		扶助費	604	(+10)	
	公債費	823		公債費	801	(△22)	
繰出金	616	 +9	繰出金	609	(△7)		
投資的経費	61		うち消費税率引上げ分 1	投資的経費	57	(△4)	
その他 物件費等	580		その他 物件費等	600	(+20)		
				うち消費税率引上げ分 6			
				 +5			

○平成27年度予算 経常概算 財源の見通し

Ⅲ. 財源の見通し

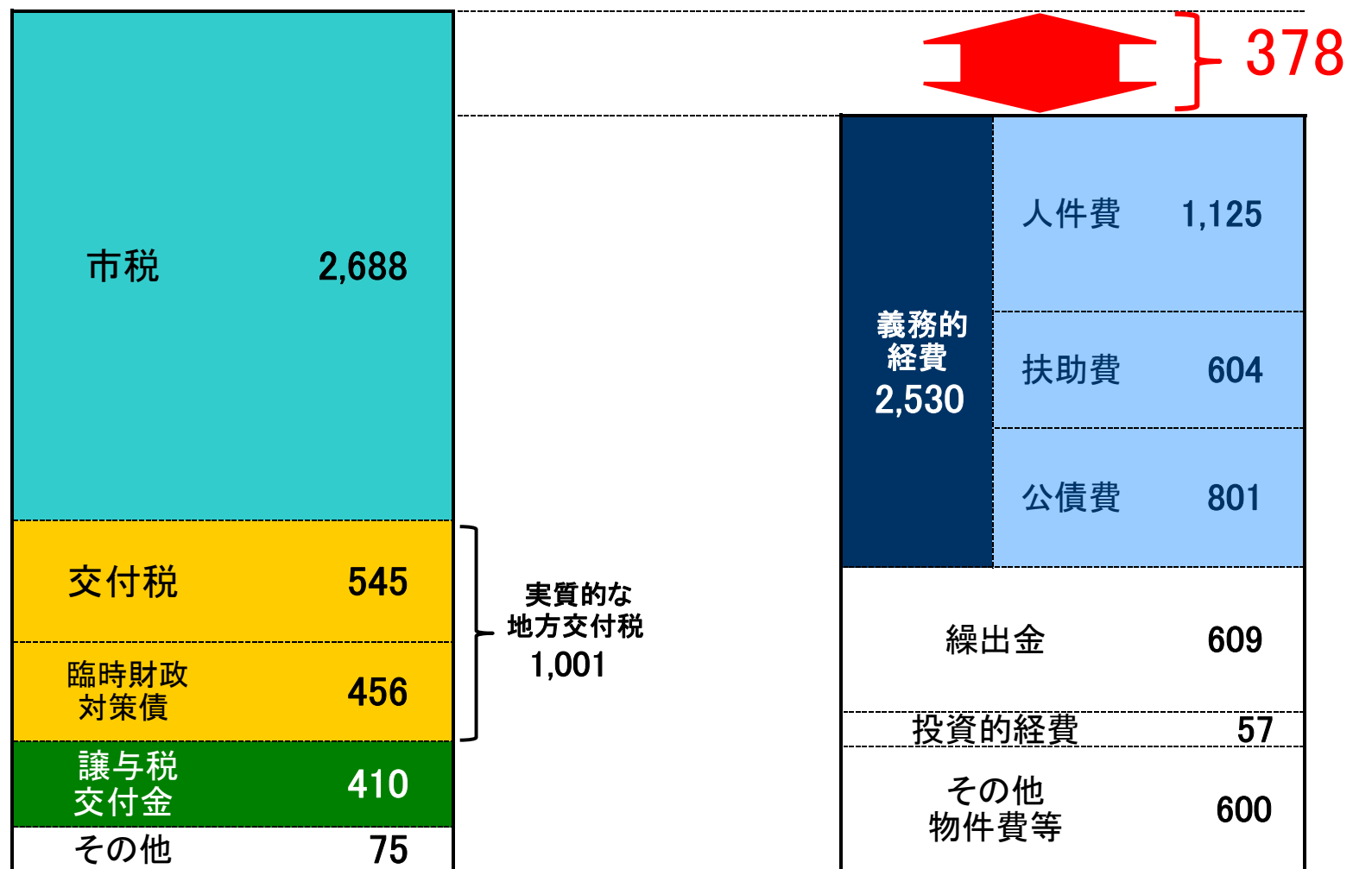
(単位:億円)

I 27年度経常概算
 充当一般財源

Ⅱ 27年度経常概算
 所要一般財源

4,174

3,796



政策予算
 充当可能財源

予算編成手法の見直しについて

予算編成手法については、平成 26 年度予算編成から政策経費に係る要求枠シーリングを撤廃するなどの見直し図ってきたところであるが、編成作業が長期間におよぶこと、予算要求と事務事業の見直しの連携が不十分であること、区の予算について要求区分が不明確であることなど、予算要求・査定作業等の効率化やより政策議論に重点を置いた予算編成をめざして改善すべき課題があるため、平成 27 年度予算編成においては、下記のとおり、抜本的に編成手法を見直す。

記

1. 経常予算・政策予算の 2 段階編成から政策予算を中心とする一括編成への変更

(1) 同一の政策目的について一括して政策予算編成において協議を実施

- ・ 従前の経常予算・政策予算の区分を改めるとともに、政策・事業体系を再構成

(2) 局裁量予算

- ・ 政策的判断を要しない経常的な事務執行経費や施設管理経費等について、前年度予算等を参考に予算枠を各局室に配分
- ・ 各局室区の自律的なマネジメントを前提として、要求内容に係る行財政局によるヒアリングを原則廃止

(3) 政策予算

- ・ 従前のとおり、継続事業と新規・拡充事業の区分を設定

2. 予算編成と事務事業の見直しの連携を強化

- ・ 予算編成に先立って事務事業の見直しを検討し、予算要求に見直し内容を反映

3. 区の予算の見直し

区の予算のより機動的・効率的な執行を図るため再構築を実施

(1) 「区政振興費」と「区の個性予算」の統合

- ・ 類似事業の実施など、区分して計上する意義が乏しいため統合
- ・ 広聴広報経費や経常的に実施するイベント経費等については枠配分とし、要求内容に係る行財政局による個別事業毎のヒアリングを原則廃止

(2) 「区局連携予算」の廃止

- ・ 本来、執行主体である事業部局が要求すべき事業が大半であることなどから、区局連携予算を廃止し予算枠を事業部局へ振り替え

4. 予算編成スケジュールの見直し

編成作業期間を短縮するため、予算編成作業の開始時期を後ろ倒し

(例年 経常経費要求期限：8 月末 → 局裁量予算要求期限 10 月中旬)